

第3. ニーズに応じた解決手段

よくある する 度を記載

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

1 総合的相談

.....

各種総合

を ● らこじ

(連
総合

▲ ▲ (.4. , (.5. .15 法テラ

2 心身の不調

を聴き 必る 医 をい
こよ 医 を

(連
総合

▲ ▲ (.4. ▲ ▲ (.5. .1 .16
電 「 ラ

あり 共有だ く こる
を き

(連
ハ 法

▲ ▲ (.1. 各 ▲

3 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

場 不合 応にあった

対応が不十分である
 対応が不十分である
 (連) 対応が不十分である
 対応が不十分である
 対応が不十分である
 (連) 対応が不十分である
 対応が不十分である
 (連) 対応が不十分である

働 ければ いが、就 先が つ

働くことができない
 働くことができない
 (連) 働くことができない
 働くことができない
 働くことができない
 (連) 働くことができない
 働くことができない
 (連) 働くことができない
 働くことができない
 (連) 働くことができない

ラム策
 こ 児童扶養 当を 中 家 こ じ
 ラムを策 緊密 連携 つき 細
 を
 (連
 家 (5 郡部
 市 (1

促進費

- 4 照
 教育 付金
- 4 照

働 た が の 手 がある

- 照

(2) 不本意な転居など住居の問題

ハ営住宅 時入居
 為 こ よ 従前 住宅 住 めく 場合 緊急 ハ営住宅 入居
 る必 ある方 単 こ 時こ ハ営住宅を 用 きる 度 あ
 (連
 市町村 (1 ※市町村 よ 取扱 異
 後 緊急 時避難場 確
 宅 現場 り 宅 破壊さる 居住 困難 居住 る場
 確 き 場合 こ ハ費 より 緊急 時こ 避難 る 宿泊場
 を提供
 (連
 (1 5

- ハ営住宅 優 入居
- 55 照

(3) 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに 金 を受けたよ

付金
 → 照
 災 険 付
 上 由又 通勤 よる 負傷 疾病 障 死亡
 遺族 必 険 付 を
 (連
 基準監督 1
 災 共済 付
 校 (幼稚園 育 も含む 管 下 児童生徒 災 (負傷 疾
 病 障 又 死亡 災 共済 付 (医 費 障 舞金又 死亡 舞金
 を
 (連
 独 政法 日本 ツ振興

医療費の負 を軽く たよ

養費 度
 医 険を利用 医 払 医 費 己負担 を超
 場合 超 金 払戻 を
 (連
 主 全国 険協 部 (協 ぽ .5. .1.
 険組合 (組合
 市町村 (国民 険 後期 齢 医 度 .5. .1.
 共済組合 (共済 険 る医
 養費 貸付 (替 度
 当面 医 費 払 困る場合 養費 払戻 金 部貸付 (替 を
 (連
 主 全国 険協 部 (協 ぽ .5. .1.
 険組合 (組合
 市町村 (国民 険 後期 齢 医 度 .5. .1.
 共済組合 (共済 険 る医

医 費控除
 医 費控除 象 する医 費 年 金 以上 ある場合 医 費控除
 を 入 れ る場合 あ り （医 費 領収書 提示又 提出 必 ず ．．．
 （連
 税 （ . 1 4
 医 費 度
 → . 51 照
 乳幼児医 費 成
 → . 54 照
 ひ 親家 医 費 成
 → . 54 照

活資に困る

生活 資金貸付
 → . 56 照
 児童扶養 当
 → . 6 照
 寡婦 資金貸付
 → . 5 照
 寡婦（寡夫 控除
 配偶 死 又 離婚を 後 婚姻を 方 配偶 生死 不明
 方 合計 以下 方 生計を同じ る ある方
 金 控除（寡婦（寡夫 控除 を 入 れ る場合 あ り ．．．
 （連
 税 （ . 1 4

に係る費用の負担を軽くするため

 及び準 児童生徒 費
 → . 6 照
 私 幼稚園 園奨励費補
 → . 6 照
 幼稚園 育（園 育料減免
 → . 6 照

(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

いつか、お世話になった

育ちを接する間接影響を養育上生
 育ちの場合も乗りを

(連 市町村 (.65 .11 .1)

育設育始前育終了後も預り育設送迎困
 時を利用き

(連 ア .6

を預けた

時預り育
 → .6 .6 照

ラテショテ
 帰宅遅く夕方以降時間帯もを養
 こより家養育困難場合時こもを預
 * 養育困難長期わる場合乳児院入こ児童
 こるもき

(連 市町村 (.1 児童 (.1 .1 6

(5) 福祉全般

のよう福の度があるの知れたを教

こる
 生活困る方児童齢障いるを
 する方こじ

(連 .1 .1 地域包括 .14
 協議 .1

(6) 報道に関すること

マスコミに 応

取材

マ から取材 請 通夜 告 式 取材 る こ
こ る も き

(連

、 (.1 5 (. 法テラ

異議申

テレ ラジオ 権侵 「放送倫 番組向上 構 (BPO (連

: TEL: -5 1 - FAX: -5 1 - 雑誌 権侵 「雑
誌 権ボツ (FAX: - 1-1 異議申 を る き

(連

(. 法テラ

4 加害者に関すること

また被害に遭^あった被害^あ女^にを不^あを^あする

官^あによる訪^あ活動

→ .1 照

再^あ防止^あ 戒^あ 提供

→ .1 照

再^あ防止^あ 刑^あ 釈放予^あ 通

→ .4 照

住民票^あ 写^あ 付^あ 限

→ .6 .6 照

被害^あがう^あったの^あ 知^ありた^あい

連^あ 度

→ .1 .6 照

通^あ 度 (^あこ^ある^あ 通^あ 度

→ .4 .5 .6 照

確^あ 記録^あ 閲覧

→ .4 照

不起訴記録^あ 閲覧

→ .4 照

刑^あ 記録 (起訴さ^あ 同種余^あ を含む^あ 少年^あ 記録

閲覧^あ 度

→ .5 . . . 照

少年審判傍聴^あ 度 審判^あ / 説明^あ 審判結果^あ 通

→ . . 照

被害^あの^あ につ^あい^あ意^あを^あ言^あした^あ被害^あに^あ関^ある^あ 気^あを^あた^あい

. 陳述

→ .5 . . 照

刑^あ 裁判^あ (^あ度

→ .5 . 照

刑^あ 設^あ入^あ中^あ 外部^あ 通^あ る

→ .6 照

. 聴取^あ 度 ^あ 伝達^あ 度

→ .5 照

5 捜査、裁判に伴う問題

法 アドバイスが

各種

司法 する こと じき

(連

法テラ (1. 検 庁 (4 15

ある

この 場合 費用 配 場 合 済 に 民 法律扶 日 連委託 度を利用 き

(連

法テラ

署 所に 事に不 を じる

付添

聴取 届出 検 庁 聴取 刑 裁判 傍聴 証言 陳述 少年審判 傍聴 出廷 際 付き添

(連

総合 (4. 検 庁 4 15 法テラ (1. (少年 家 裁判 16

事 に関する 知りた

連 度

→ 1 6 照

通 度 (通 度

→ 4 5 6 照

刑 記録 (起訴さ 同種余 を 場合を含む 少年

記録 閲覧

→ 5 照

少年審判傍聴 度 審判 / 説明 審判結果 通

→ 照

事 に たし

・ 陳述

→ .5 . . . 照

刑 裁 判 (度

→ .5 . 照

事 に 関 上 に

日 連 委 託 法 律

→ . 照

国 選 度

→ . 照

害 誌 を たし

法律

民 家 政 る 法律 こ つ き 司法書 部 無 料 法律

を い

(連

法 テ ラ (.1 . 司法書 (.1 .

民 法律 扶

→ . 照

損 賠償 命 令 度

→ . 照

回復 付 金 度

→ .5 照